

埼玉県親族里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条各号に掲げる者について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 親族里親 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に定める要保護児童をいう。以下同じ。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者であって、埼玉県知事から当該児童のみ養育する里親として認定を受け、登録された者
- 二 親族による養育里親 要保護児童の親族（民法第725条に定める者をいう。）のうち、前号に該当する親族を除く者であって、埼玉県知事から当該児童のみ養育する里親として認定を受け、登録された者

(要件)

第3条 親族里親は、法第34条の20第1項各号に該当しない者でなければならない。

- 2 親族による養育里親は、前項に加え、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下「規則」という。）第1条の35第1号及び第3号に規定する要件を満たしていなければならない。

(委託対象児童)

第4条 親族里親への委託対象となる児童とは、次のすべての要件を満たす児童とする。

- 一 当該児童の両親その他の児童を現に監護する保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。
 - 二 現に保護の必要性が存在すること。
 - 三 当該里親に委託することが、他の施設等への措置等よりも児童の養育に関して適当であると認められること。
- 2 親族による養育里親への委託対象となる要保護児童とは、次のすべての要件を満たす児童とする。
 - 一 現に保護の必要性が存在すること。
 - 二 当該里親に委託することが、他の施設等への措置等よりも児童の養育に関して適当であると認められること。

(事前調整)

第5条 親族里親及び親族による養育里親を希望する者（以下「希望者」という。）は、申請を行うに当たり（以下「本申請」という。）、当該希望者の

居住地を管轄する児童相談所長と事前調整を行わなければならない。

- 2 事前調整に使用する書面は、里親登録申請書ほか本申請に必要な書類と同じとする。ただし住民票及び戸籍謄本については、希望者及び受託を希望する児童（以下「受託希望児童」という。）の双方の書類を提出することとする。

（事前調整の指針）

- 第6条 児童相談所長は、希望者について、里親として適当であるかだけでなく、受託希望児童を現実に委託することが適当であるかについて、当該受託希望児童と希望者の状況の把握に努め、当該希望者が当該受託希望児童を養育することの適否について調査しなければならない。
- 2 受託希望児童の居所が、当該希望者の居住地を管轄する児童相談所の管轄内にないときには、当該児童相談所長は、児童の居所を管轄する児童相談所と協力して調査及び調整をしなければならない。
- 3 児童相談所長は、本申請を許可するまでに、当該希望者に対して、登録後は児童相談所長からの指導、助言に従わなければならない等里親制度の趣旨について十分に説明を行い、里親として当該児童を受託することについて理解と同意を得なければならない。

（許可）

- 第7条 児童相談所長は、前項の手続を経たうえで当該希望者に受託希望児童を委託することが適当と見込まれるときは、本申請について許可し、認定のための手続を速やかに行わなければならない。
- 2 本申請の許可は、希望者への告知によって行うこととする。
- 3 本申請の許可以降、事前調整時に提出された里親登録申請書等を本申請のために提出されたものとして取り扱うこととする。

（不許可の決定）

- 第8条 児童相談所長は、事前調整の結果、希望者が第3条の要件を満たしていない、若しくは受託希望児童が第4条に掲げる要件を満たしていない、若しくは希望者に当該児童を委託することが適当でない、若しくは当該児童について他の措置等がより適当であると判断した場合には、本申請について許可してはならない。
- 2 前項の場合、児童相談所長は、当該希望者に対して、文書で回答しなければならない。

（取下げ）

- 第9条 事前調整の過程において、希望者が本申請を取下げ的意思を示した場合は、申請書に手続が終結した事実を記載して保管しなければならない。

（本申請）

- 第10条 希望者は、第5条の事前調整を経たうえで居住地の児童相談所長を経由して知事に申請書を提出しなければならない。

- 2 児童相談所長は、希望者から申請書の提出を受けたときには、第6条に規定する調査の結果に基づいて調査書及び親族里親等の認定に係る意見書を作成し、意見を附して申請書を進達しなければならない。
- 3 児童相談所長は、調査書に受託希望児童の委託に関する事項について併せて記載しなければならない。

(認定及び登録)

第11条 知事は、申請者を親族里親若しくは親族による養育里親として適当であると認める場合には、里親登録簿に登録し、登録番号を割り振るものとする。

(解除及び消除)

- 第12条 知事は、児童の委託が解除になり、現に委託している児童がいなくなったときは、里親登録を消除する。ただし、親族による養育里親として登録されていた者が、該当児童以外の児童の受託を希望して養育里親として再登録された場合には、この限りではない。
- 2 児童相談所長は、親族里親若しくは親族による養育里親に対する委託を解除したときは、知事に報告しなければならない。
 - 3 児童相談所長は、委託している児童が、第4条の要件を満たさなくなったときには、委託を解除しなければならない。

(児童の委託)

第13条 親族里親若しくは親族による養育里親に対して、登録時に予定した委託児童のほかに、児童を新たに委託するときは、改めて里親登録申請の手続を取ることを必要とする。

(報告事項)

第14条 親族里親若しくは親族による養育里親は、児童が第4条の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、児童相談所長に対して届け出なければならない。

(他県に居住する児童及び親族里親等希望者)

- 第15条 児童相談所長は、埼玉県の間轄外に居住する児童について、関係機関から埼玉県の管轄内に居住する者に対する委託について協議があった場合、当該機関と連絡して当該親族に関する調査を行うこととする。
- 2 児童相談所長は、埼玉県内に居住する児童について、埼玉県の管轄外に居住する親族に委託することが適当であると思料する場合には、当該親族が居住する地域を管轄する児童相談所に協議することとする。

- 附 則 この要綱は、平成16年12月15日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成24年2月28日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。